

## 図解で覚える！

### ● 通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設・病院の配置基準

職種	基準	省令
医師	常勤医師が [①__] 人以上勤務していること	・ 居宅基準第 111 条 第 1 項 ・ 老企第 25 号 第 37 の 1
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 [②__] 職員 [③__] 職員	● 利用者数が 10 人以下の場合 提供時間を通じて、単位ごとに専ら職務に従事する従事者を、1 人以上配置 ● 利用者数が 10 人を超える場合 提供時間を通じて、単位ごとに専ら職務に従事する従業者を、利用者の数を [④__] で除した数以上配置	
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	専らリハビリテーションの提供にあたる理学療法士、作業療法士または言語聴覚士を、利用者が [⑤__] 人またはその端数を増すごとに 1 人以上配置	



#### ポイント

通所リハビリテーションは通称「デイケア」と呼ばれます。



#### ポイント

直近 4 回で直接的な出題は 1 問ですが、設問内容ではリハビリテーションの内容全般で問われています。第 16 回では、通所リハビリテーションと医療保険、介護保険の給付について問われています。



#### 注意

通所リハビリテーションは、通所リハビリ実施計画書を作成し、各職種がチームとしてサービスをすすめます。



#### 注意

医療保険では、重度認知症患者者デイケア、精神科デイケアがあり、医療保険で施設基準等が定められています。

## 書いて覚える！

### ● 通所リハビリテーションのサービス提供

通所リハビリテーションサービスの提供は、[①\_\_]、[②\_\_]、介護老人保健施設に限られる。

通所リハビリテーションの提供には、[③\_\_] の指示が必要とされ、その利用者は [④\_\_] のリハビリテーションを必要としている [⑤\_\_] である。

### ● 通所リハビリテーションの介護報酬

通所リハビリテーションでは、個別リハビリテーションを行った際の [⑥\_\_] 加算、栄養改善に関する [⑦\_\_] 加算、口腔ケアに関する [⑧\_\_] 加算などが算定される。

### 解 答

図解で覚える！ ① 1 ② 看護 ③ 介護 ④ 10 ⑤ 100

書いて覚える！ ① 病院 ② 診療所 ③ 医師 ④ 維持期 ⑤ 要介護者  
⑥ 個別リハビリテーション ⑦ 栄養改善 ⑧ 口腔機能向上